

在宅緩和ケア充実診療所認可のお知らせ

このたび当院は、令和3年8月1日より「在宅緩和ケア充実診療所」として認可をいただきました。

在宅緩和ケア充実診療所とは、緊急往診や在宅での看取り実績が豊富であること、がん性疼痛の緩和ケア研修を修了した医師が、適切な鎮痛薬投与で痛みのコントロールを行っている実績が十分にあることが認められた医療機関です。

◆在宅緩和ケア充実診療所の要件◆

- (1) 機能強化型の在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院の届け出を行っていること。
- (2) 過去1年間の緊急往診実績を15件以上かつ在宅での看取り実績を20件以上有すること。
- (3) 緩和ケア病棟または在宅での1年間の看取り実績が10件以上の保険医療機関において、3か月以上勤務歴のある常勤の医師（在宅医療を担当する医師に限る）がいること。
- (4) 末期の悪性腫瘍等の患者であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を過去1年間に2件以上有すること、又は過去に5件以上実施した経験のある常勤の医師配置されており、適切な方法によってオピオイド系鎮痛薬を投与した実績を過去1年間に10件以上有していること。
- (5) 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会」または「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」等を修了している常勤医師がいること。
- (6) 院内等において、過去1年間の看取り実績及び十分な緩和ケアが受けられる旨の啓示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

自宅などで療養生活を送りながら、最期までその人らしい自立した人生の尊重のためにサポートを行い、より質の高い緩和ケアを提供させていただきます。

内科疾患や認知症診療に対しても、24時間365日、地域の医療機関・事業所と連携を図りながら適切な診療を心掛け、豊かな人生を送るためのサポートをいたします。